

議案第 1 1 号

移動等円滑化のために必要な羽曳野市が管理する特定公園施設の設置
に関する基準を定める条例の制定について

移動等円滑化のために必要な羽曳野市が管理する特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）の一部改正に伴い、特定公園施設を新設、増設又は改築する場合における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を条例で定める必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。